

第 2 次五霞町まちのしごとと改革大綱

令和 7 年 3 月

五 霞 町

目次

1. 本町における行財政改革の取組について.....	2
2. 計画期間	3
3. 大綱の目的	3
4. 基本方針	4
5. 重点推進項目	5
6. 推進体制	7

1. 本町における行財政改革の取組について

本町では、平成 16 年 3 月に「五霞町行政改革の方向付け」を策定し、抜本的な行財政改革に着手しました。

その後、平成 17 年 3 月に五霞町行政改革運営プラン（集中改革プラン）、平成 22 年 12 月に第 2 次五霞町行政改革運営プラン、令和 3 年 9 月に五霞町まちのしごと改革大綱を策定し、それぞれの社会経済環境の変化に即応しながら、組織機構の改革、職員数の削減、事務事業の見直し、協働の推進等を行い、一定の成果を上げることができました。

今後は、人口減少や少子高齢化、デジタル化の進展など、これまで以上に私たちを取り巻く環境は大きく変化していくことが想定されます。

このような時代において、町民の皆様が安心・安全に暮らすことができるよう、持続可能な自治体運営を実現するためには、行財政改革のさらなる推進が必要不可欠となります。

このような背景から、令和 7 年度からスタートした第 6 次五霞町総合計画第 2 期基本計画を推進するにあたり、より効率的かつ効果的な行財政運営を図るため、「第 2 次五霞町まちのしごと改革大綱」を策定しました。

2. 計画期間

本大綱の計画期間は、第 6 次五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画と合わせ、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、社会情勢や本町を取り巻く環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

3. 大綱の目的

本大綱は、以下を目的とした基本的な指針です。

1. 五霞町総合計画第Ⅱ期基本計画（計画期間：令和 7 年度～11 年度）と連携を図りながら、まちの未来を見据えた行財政改革を推進する。
2. 行政サービスの質を維持・向上しつつ、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）を効果的に活用する。
3. 地域コミュニティ、民間企業、NPO など多様な主体と連携・協働したまちづくりを実現する。
4. 「五霞町 DX 推進計画」と連動し、デジタル技術の活用の推進を図ることで、行政運営と住民サービスの革新を図る。

4. 基本方針

行財政改革をさらに推進していくため、以下の3つの基本方針を掲げます。これらの方針は、令和3年9月に策定した「五霞町まちのしごと改革大綱」と大きくは変わらないものの、急速に進むデジタル技術や社会情勢の変化を踏まえ、五霞町DX推進計画との連携を強化していきます。

1 質の高い行政サービスの提供

人口減少や少子高齢化、デジタル化の急速な進展に併せて、町民ニーズも変化しています。

このように高度化・多様化する状況の中、町民ニーズに合わせた質の高い行政サービスを提供するために、五霞町DX推進計画で示す7つの重点取組事項、5つの強化取組事項、2つの追加取組事項との連携を図り、その時代に合った組織体系へと柔軟に対応するとともに、職員の更なる人材育成にも取り組んでいきます。

2 健全な財政運営

次世代へつなぐ健全な自治体経営を行うためには、安定した財政基盤が必要不可欠です。計画的な財政運営を行う上で、事業の選択と集中を図ります。

また、受益者負担の適正化や第6次五霞町総合計画と連動した予算編成、公共施設の統廃合や再編などによるコスト抑制等に努めます。

さらに、ふるさと納税や地方創生関連交付金等の活用を図り、新たな財源確保に努めます。

3 協創のまちづくりの推進

地域おこし協力隊や地域活性化起業人など外部人材の積極的な登用や、民間企業、大学等との連携による地域資源の活用など、自治体運営において官民連携のより一層の推進が求められています。

官民協創により、新たなまちの魅力や地域の価値を高めまちの未来を町民とともに創りあげていきます。

5. 重点推進項目

3つの基本方針に対し、以下の重点推進項目を掲げ、項目ごとに具体的な取組に着手します。これらの項目は、五霞町DX推進計画における取組内容とも連動し、重複する領域は相互に補完する形で推進します。

1 質の高い行政サービスの提供

(1) 行政サービスのデジタル化

町民の方が行う窓口手続きと職員が行う業務において、ICT化・業務改革を徹底し、住民の利便性向上と行政の業務効率向上を図ります。

(2) 組織・職員定員管理の最適化

社会情勢や住民ニーズの変化により、行政に求められる役割は日々変化しています。時代の変化に合わせて柔軟かつ的確に対応できるよう、組織・機構の再構築を図るとともに、庁内会議のあり方や事務決裁等における運用の検証を適宜行い、簡素で即効性の高い動ける組織づくりを進めます。

また、計画的な職員採用による定員管理に努め、行政需要、事務量に適応した職員配置に取り組みます。

(3) 人材育成と職場環境の向上

人材は、地方公共団体が持つ最大の財産であり、人材の質を最大限引き上げることが、良質な行政サービスへの提供につながります。

そのため、職員研修や人事評価制度、職員のキャリア開発制度等の改善を図り、意欲と行動力のある人材の育成を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの確保に努め、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員の多様で柔軟な働き方改革を推進します。

2 健全な財政運営

(1) 計画的な財政運営

本町の財政状況は、老朽化が進む公共施設の更新や超高齢社会の進展による社会保障費の増大など、将来にわたり非常に厳しい財政運営が見込まれることから、中長期的な視点から事業の選択と集中を行います。

(2) 安定的な財源の確保

将来にわたり安定的な財政基盤を維持するため、町税の確実な賦課・徴収に努めるほかふるさと納税や地方創生関連交付金の活用等を図り、税外収入等の財源確保に努めます。

さらに、庁舎等の跡地を含めた遊休財産の処分・利活用を図ります。

3 協創のまちづくりの推進

(1) 多様な主体との連携

行政ニーズが多様化・高度化している中で、安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会を形成することは、行政のみで実現できるものではありません。

住民、企業、大学、NPO等の多様な主体と行政が有している、それぞれの特長や能力に応じた役割を積極的に果たすとともに、互いに連携し、共に力を合わせながら協創のまちづくりの実現に向けて取り組みます。

6. 推進体制

改革の具体的な実施項目については、計画期間内にアクションプランを策定し、進行管理を行います。アクションプランは、社会情勢や本町を取り巻く環境の変化を踏まえ、適宜見直しを行います。

また、本大綱の推進に当たっては、全職員が一丸となって取り組み、庁内各課と連携しながら事業を進めます。DX 関連の取組については、既存の情報化推進委員会や情報化推進ワーキング/サポートチームと連携し、職員のスキルアップや庁内横断的な調整を図ります。